

横須賀商工会議所会館会場貸与規程

第1条 商工会議所会館は、次の使用目的に限り貸与する。

2. 商工業に関する団体の集会
3. 商工業者、その他事業場の営業に関する集会
4. 官公庁および公共事業に関する集会、その他本商工会議所において適当と認めた集会

第2条 本会館会場を使用しようとするものは、別に定める申込書によりあらかじめ本会議所の承認を受けなければならない。

第3条 次の各号の一に該当する場合は使用を承認しない。

2. 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき
3. 建造物または附属設備を毀損するおそれがあると認められるとき
4. 管理上その他本所において支障があると認められるとき

第4条 会場使用については別に定める使用料を徴収する。ただし、土曜日、日曜日、または祝日に使用する場合は、前記使用料額の30%を増額する。

2. 上記の使用料は本会議所において特別の事由があると認められるときは、これを減免することができる。

第5条 会場の使用料は規定の時間を超過した場合は超過料金を徴収する。ただし、規定の時間に満たない時でも使用料は減免しない。

第6条 会場の貸与承認後でも本会議所において必要を生じた場合は貸与会場を変更し、または承認を取り消すこともある。

第7条 会場の使用中建物、附属物、備品等を汚損し、または滅失した時は、何人の所為であるを問わず使用責任者が賠償の責を負うものとする。

第8条 会場使用者は、次の事項を遵守するものとする。

2. 承認を受けた目的以外に会場を使用し、または転貸しないこと。
3. 備え付けの設備および備品を使用しようとするときは、その以前にあらかじめ申し出ること。
4. 建物、附属物、備品等に釘類を打ちつけないこと。
5. 会場内において粗暴な挙動をし、または喧騒にわたらないこと。
6. 貸与承認を受けた以外の室を無断使用しないこと。
7. 職員の指示には必ず従うこと。

第9条 本規程は昭和40年4月27日より施行する。

附 則

1. 第4条の改定規程は平成9年4月1日より実施する。

附 則

1. 第4条の改定規程は平成16年8月16日より実施する。